

二輪車リサイクルシステム

～「事前受付」利用マニュアル～



Motorcycle Recycling

はじめに

本マニュアルは、自治体等が、所有者不明の廃棄二輪車等を、製造事業者等が実施する二輪車リサイクルシステムに引渡す際に必要となる「事前受付」の手順を説明するものです。

二輪車リサイクルシステムとは

二輪車リサイクル参加事業者（以下、メーカー等）は、国内に販売した二輪車が廃棄二輪車となった際、適正に処理再資源化を行なうことを目的に、自主取組みとして、2004年10月より「二輪車リサイクルシステム」に取り組んでいます。

メーカー等は、廃棄物の処理にあたり、廃棄物処理法の特例である「広域認定制度」を活用し、「指定引取場所」⇒運搬⇒「処理再資源化施設」までの処理インフラを設定し、環境省より個別に認定を受けています。

排出者（二輪車の所有者又は所有者より二輪車の廃棄及び処理再資源化に関する一切の権限を付与された者）は、自ら指定引取場所まで廃棄二輪車を持ち込み、メーカー等は指定引取場所へ持込まれた廃棄二輪車を、認定された範囲において、適正に処理再資源化しています。

2015年1月

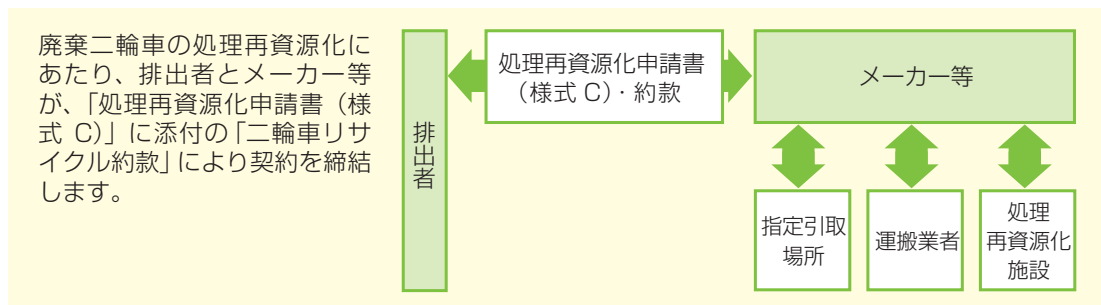
二輪車リサイクル参加事業者連絡会（メーカー等）

公益財団法人自動車リサイクル促進センター（JARC）

二輪車リサイクルシステム「事前受付」の概要

●「事前受付」を利用できる排出者

利用規約 第1条 二輪車の処理再資源化を希望する地方公共団体、特別地方公共団体、公益法人、及びその他メーカー等が必要と認めた者（産業廃棄物処理業者を除く。以下、総称して「排出者」という。）



●二輪車リサイクルシステム「事前受付」利用前の手続き

利用規約 第4条 ・関連諸法令に照らし、排出者の責任において必要な手続きを行う。
・廃車手続きが終了し、ナンバープレートが返納されていなければならない。

二輪車リサイクルシステム「事前受付」利用前の廃棄予定車両の処理手続き（処理根拠）について

排出者が、二輪車リサイクルシステムで二輪車の処理・再資源化を依頼するにあたり、事前に実施すべき手続きについて定める。
なお、排出者が法令、条例及び規則その他により処分権限を適正に取得する場合には、別途それらの定めにより手続きを行うものとする。

＜二輪車処分依頼の事前手続＞

- (1) 土地の使用等に関する正当な権利を有する者が、その権利に基づいて二輪車を置いているのではないことを確認する。
- (2) 警察署に盗難届が出されていないことを確認する。
- (3)-1 二輪車の所有者、使用者、占有者及び二輪車を放置した者等（以下、総称して「所有者等」という。）が判明している場合
 - ①所有者等へ連絡をとり、引取りを要請する。
 - ②所有者等に引取りの意思がない場合、所有者等が所有を放棄する旨を表明し、押印した書類を取得する。
- (3)-2 所有者等と連絡がとれない場合及び所有者等が判明しない場合
 - ①二輪車を警察署に遺失物として届出る。
 - ②届出が受理された場合、遺失物法及び民法 240 条の手続きに従って所有権を取得する。

●処理再資源化の対象となる車両

利用規約 第5条(3) 登録排出者は、廃棄二輪車をメーカー等に引渡すにあたり、照会依頼書（様式 B-1/B-2）、に、必要事項を記入し、署名又は記名捺印の上、JARC に送付しなければならない。JARC は、これを確認し、当該登録排出者に、廃棄二輪車の引取り可否を照会依頼書に記載し送付するとともに、引取り可の場合は、《二輪車リサイクル管理票（事前受付専用）》（以下、「管理票」という。）を必要枚数送付する。

回収した放置車両、粗大ごみ収集した車両、自ら所有していた車両、行政代執行で撤去した車両等で、「廃棄予定車両照会依頼書（様式 B-1/B-2）」をもとに JARC が引取り可とした車両

二輪車リサイクルシステムの対象車両・引取基準

メーカー等が製造または輸入し、国内で販売したオートバイ（原動機付自転車、二輪の自動車）（一般システムと同様）

【引取基準】 車体（フレーム）、エンジン、ガソリンタンク、ハンドル、前後輪（ホイール）が一体となっている状態を基本に、「廃棄予定車両照会依頼書（様式 B）」にて、都度検討します。

【留意点】 参加事業者（メーカー等）が、個別に広域認定制度により廃棄物処理の許可を得ているため、必ず、メーカー等を特定してください。

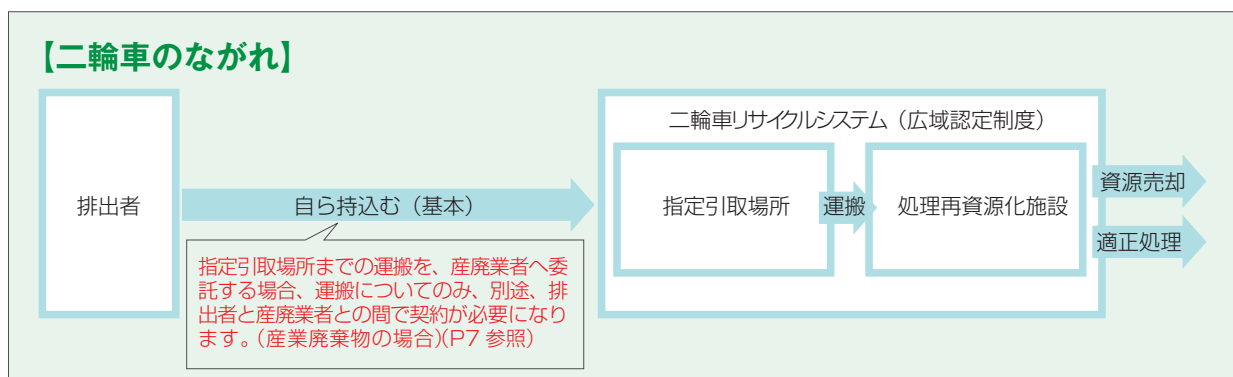
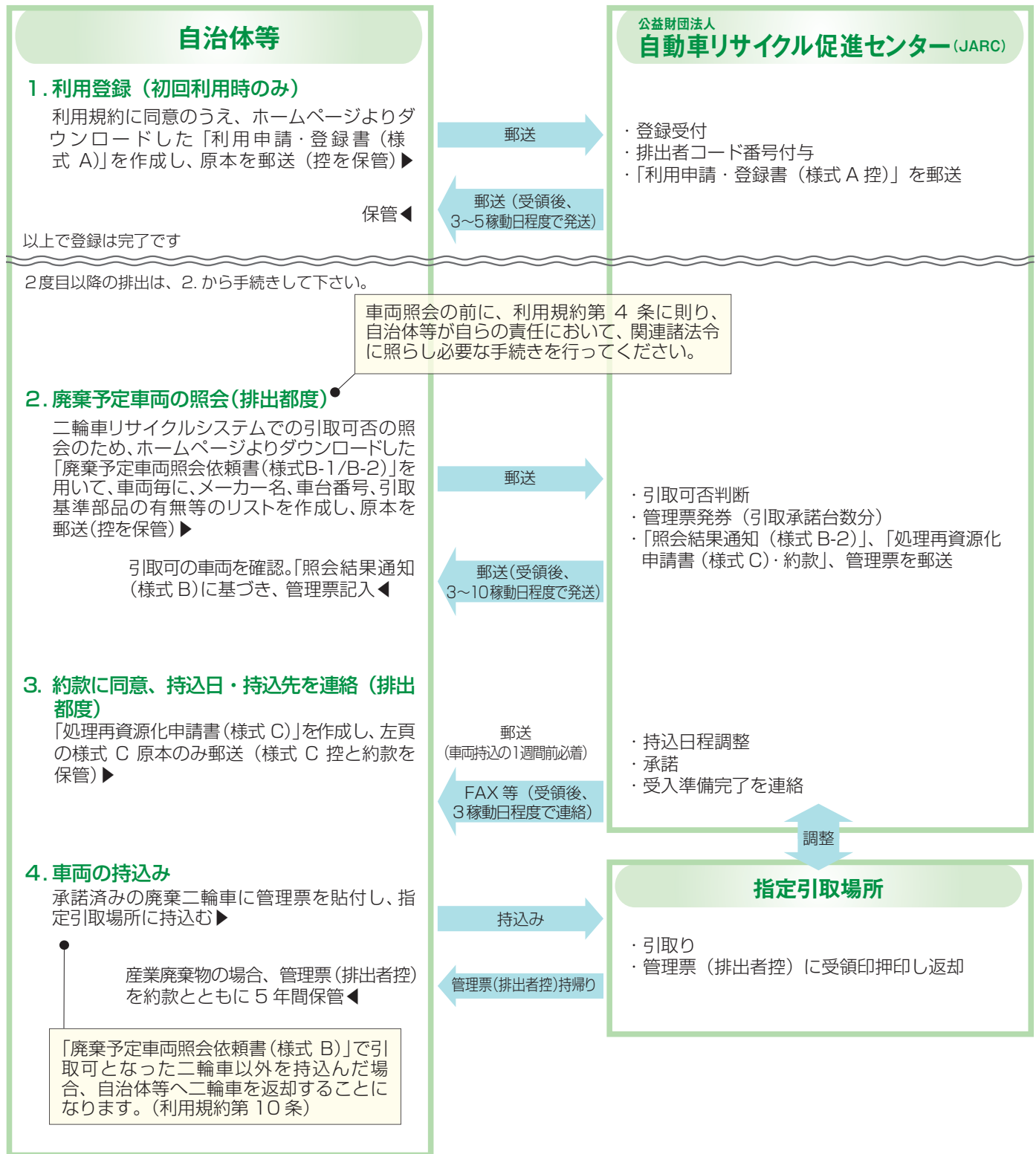
※裏面の参加事業者一覧参照

※車台番号又はリサイクルマーク番号により特定できます。

●二輪車リサイクルシステム 利用登録～持込みのながれ

利用規約 第5条 詳細は、フロー図（3 頁）、記入マニュアル（4～7 頁）を参照

二輪車リサイクルシステム 利用登録～持込みのながれ（利用規約第5条）



[illegible][illegible]

事業者コード



Rマークにはメーカー等を特定するコード(3ケタ)を表示しています。ブランドの製品を、異なるメーカーで販売している場合がありますので、Rマークが貼付されている場合、Rマークの事業者コードを必ずご確認ください。

【様式B-1】

- 【様式 B-2】

- 5 事業者コード
事業者コード(3桁)をご記入ください。本マニュアル裏面の参加事業者一覧をもとに、ご記入ください。リサイクルマークが付いた車両の場合、リサイクルマークにも事業者コードが記載されています。
- 6 添付写真ナンバー
二輪車の処理再資源化にあたり、メーカー等が、個別に広域認定制度による許可を得ているため、メーカー等の特定が必須となります。
下表に従い、必要な写真を様式 B-2 に添付して下さい。

以上の全ての記入を終えたら、控えを取り、JARC 宛に郵送してください。

[illegible]

【写真添付が必要な場合】

5

3. 約款に同意、持込日・持込先を連絡（排出都度）

【処理再資源化申請書（様式C）】（様式Bの結果通知時に配布）

「廃棄予定車両照会依頼書（様式 B）」にて持込可能となった車両を、二輪車リサイクルシステムで処理再資源化するための申請になります。あわせて、希望持込日・持込先の連絡になります。「処理再資源化申請書（様式 C）」右面の約款を熟読のうえ、申請してください。

- 1 排出者情報・連絡先：様式 A で申請（⇒登録）した内容を転記してください。
- 2 持込希望日時・指定引取場所をご記入ください。
- 3 指定引取場所までの運搬手段について、該当する内容にレ点をご記入ください。運搬業者に委託する場合、運搬業者名をご記入ください。運搬車両台数をご記入ください。ピストン運搬する場合、その回数をご記入ください。
- 4 ①で記載の責任者が自筆署名し、押印してください。（署名、押印がない場合、引取りをお断りさせていただきます。）

全て記入後、申請書（様式 C）の控えを取り（約款を切離し、保管）、持込み希望日の 1 週間前必着にて郵送してください。指定引取場所と調整した結果を、FAX 等にて回答します。（大量台数を処理する場合は、排出日の調整をお願いすることがあります。）

【指定引取場所】

営業日：月曜日～土曜日

受付時間：午前 9:00 ～ 12:00、午後 1:00 ～ 5:00

休業日：日曜日、祝祭日、年末年始（4日間）、盆休み（3日間）を基本とします。

※上記は標準的設定としており、地域の事情等によって異なる場合があります。詳細は、持込先の指定引取場所を確認してください。JARC ホームページにて、最新の指定引取場所リストを掲載しています。

受入準備完了連絡
(FAX 等)

4. 車両の持込み

【二輪車リサイクル管理票】

2 枚目

4 枚目

- 1 排出者情報は、様式 A で登録の通り、印字されています。
 - 2 様式 B-1/B-2 で照会の通り、事前受付番号が印字されています。様式 B-2 の結果通知の事前受付番号との一致を確認してください。
 - 3 排出者区分と廃棄物区分について、該当する内容にレ点をご記入ください。
 - 4 車台番号打刻位置に○印、リサイクルマーク(Rマーク)貼付位置に×印を記入し、型式・車台番号を全てご記入ください。
 - 5 車両情報と車両状態について該当する内容にレ点をご記入ください。
 - 6 ①～⑤の記載内容に間違いがないことを確認し、確認者がサインしてください。
- ※ 様式 B-2 結果通知の際、車両情報が訂正されている場合、訂正後の情報をご記入ください。

- 7 以上の全ての記入を終えたら、4 枚目（排出者車両貼付用シール）を切離し、当該車両の見えやすい位置（右写真参照）に貼りつけてください。車両と管理票が一致（車台番号）していることを確認し、4 枚目車両貼付者サイン欄に確認者がサインをしてください。様式 B-2 及び様式 C で承諾された通り、管理票（2～3枚目）とともに、廃棄車両を指定引取場所へ持込んでください。



指定引取場所までの運搬を、産廃業者へ委託する場合

【汎用マニフェスト】

産業廃棄物として、指定引取場所まで産廃業者へ運搬を委託する場合、廃棄物処理法に則り、汎用マニフェストによる運搬契約（自治体等と産廃業者とで、別途締結）が必要になります。運搬先の事業場、処分受託者欄の記載内容は、以下をご参照ください。二輪車リサイクルシステム（広域認定制度）の範囲は、指定引取場所での引取り以降となるため、指定引取場所では、受領印押印後、汎用マニフェスト伝票を全て返却いたします。

二輪車リサイクルシステム利用規約

第1条（目的）

本規約は、本規約末尾に掲載する二輪車リサイクル参加事業者各社（以下、「メーカー等」という。）が実施する《二輪車リサイクルシステム》（以下、「二輪車リサイクルシステム」という。）の利用に際し、二輪車の処理再資源化を希望する地方公共団体、特別地方公共団体、マンション等管理組合、商業ビル等の施設管理会社、及びその他メーカー等が必要と認めた者（産業廃棄物処理業者を除く。以下、総称して「排出者」という。）が二輪車リサイクルシステムへの利用登録（以下、「利用登録」という。）を行い、かつメーカー等に処理再資源化を依頼するために必要な事項を定める。

第2条（本規約上の関係者）

メーカー等は、利用登録及び利用登録後の排出者が処理再資源化を希望する二輪車（以下、「廃棄二輪車」という。）の引取に係る確認業務を、公益財団法人自動車リサイクル促進センター（以下、「JARC」という。）に代行させることとし、JARC は、二輪車リサイクルコールセンター（以下、「二輪車リサイクルコールセンター」という。）を設け、利用登録及び当該確認業務の一部を実施させることとする。

第3条（規約の遵守）

排出者は、二輪車リサイクルシステムの利用に際し本規約に同意したものとみなす。

第4条（排出者の責任）

(1) 排出者は、二輪車リサイクルシステム利用に先立ち、廃棄二輪車の所有者、使用者及びこれを放置した者等との間で廃棄に係る紛争等を生じさせないため、関連諸法令に照らし、自らの責任において必要な手続きを行わなければならない。
(2) 廃棄二輪車は、廃車手続きが終了し、ナンバープレートが返納されていなければならない。

第5条（利用に際しての必要な手続き）

排出者が廃棄二輪車をメーカー等に引き渡すに際して行うべき手続きは、以下に定めるとおりとする。
(1) 排出者は、二輪車リサイクルコールセンターより《利用申請・登録書（様式 A）》（以下、「利用登録書」という。）を入手し、必要事項を記入し、署名又は記名捺印の上、これを JARC に送付しなければならない。JARC は、利用登録書の記載内容を確認し、登録を受け付ける場合には、《事前受付システム排出者コード番号》（以下、「排出者コード」という。）を付与した上、《二輪車リサイクルシステム（事前受付）廃棄予定車両照会依頼書（様式 B-1/B-2）》（以下、「照会依頼書」という。）を排出者に送付する。
(2) 前号の手続きにより利用登録を終えた排出者（以下、「登録排出者」という。）は、廃棄二輪車の引渡しに際しては、利用登録書に記載された排出者コードを用いなければならない。
(3) 登録排出者は、廃棄二輪車をメーカー等に引き渡すにあたり、照会依頼書に、必要事項を記入し、署名又は記名捺印の上、JARC に送付しなければならない。JARC は、これを確認し、当該登録排出者に、廃棄二輪車の引き取り可否を照会依頼書に記載し送付するとともに、引き取り可の場合は、《二輪車リサイクル管理票（事前受付専用）》（以下、「管理票」という。）を必要枚数送付する。
(4) 登録排出者は、前号によって送付された照会依頼書記載内容を確認するとともに、《二輪車リサイクルシステム（事前受付）処理・再資源化申請書（様式 C）》（以下、「処理再資源化申請書」という。）に必要事項を記入し、JARC に送付し承諾を得なければならない。なお、処理再資源化申請書の送付に際しては、同書に印刷された《二輪車リサイクル約款（事前受付専用）》を熟読した後、所定の位置に署名又は記名捺印しなければならない。
(5) 登録排出者は、前号で JARC に送付した処理再資源化申請書に記載した持込希望日時又は別途 JARC が指定した日時に、廃棄

二輪車及び記入済み管理票をメーカー等が指定する引取場所（以下、「指定引取場所」という。）に引き渡さなければならない。

第6条（登録情報の変更等）

登録排出者は、利用登録書に記載の排出者情報の登録内容に変更があった場合には、速やかに二輪車リサイクルコールセンターに連絡し、変更依頼を行わなければならない。

第7条（登録の更新）

登録排出者は、2014 年 4 月以降、JARC が実施する登録更新の求めに応じ、自らの登録内容を確認し、登録情報の更新を行わなければならない。ただし、二輪車リサイクルシステムの利用を希望しない場合には、この限りではない。

第8条（システムの利用可能期間）

二輪車リサイクルシステムの利用可能期間は、JARC の設置するホームページ上で示すこととする。

第9条（非常事態等における利用の制限）

メーカー等は、天災、事変その他の非常事態の発生その他やむを得ない理由が生じた場合には、二輪車リサイクルシステムの利用を停止又は制限することができる。

第10条（二輪車を引取らない場合）

登録排出者が、引き取りを拒否された又は照会依頼書に記載のない二輪車を指定引取場所に持ち込んだ場合、メーカー等は、これを引き取らず、登録排出者に返却することとする。返却に際し、メーカー等に運搬料金等が発生した場合には、メーカー等は、これを登録排出者に請求することができる。

第11条（免責）

(1) 登録排出者は、本規約に基づきメーカー等に引き渡した廃棄二輪車に関し、メーカー等、JARC その他廃棄二輪車の処理再資源化を行った者に対して、金銭その他の請求又は異議の申し立て等を行うことはできない。
(2) 登録排出者は、廃棄二輪車の処理再資源化に関して、廃棄二輪車の所有者、使用者及びこれを放置した者等からの問合せ、抗議、異議、請求等に自ら対応し、メーカー等、JARC その他廃棄二輪車の処理再資源化を行った者に迷惑をかけない。

第12条（利用規約の改正）

(1) メーカー等は、必要があると認めるときは、排出者に対し事前に通知を行うことなく、いつでも本規約を変更できるものとする。
(2) メーカー等は、前項により本規約を変更した場合、登録排出者に対しては、変更内容を個別に連絡することとする。

第13条（合意管轄）

本規約に関連し、メーカー等と登録排出者の間で生じるすべての訴訟については、メーカー等の本店所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所と定める。

付則

本規約は、2011 年 10 月 1日より発効する。

参加事業者 16 社

本田技研工業(株)、ヤマハ発動機(株)、スズキ(株)、川崎重工業(株)、(株)成川商会、(株)MV AGUSTA JAPAN、Piaggio Group Japan (株)、(株)福田モーター商会、(株)イーケイエー、(株)プレストコーポレーション、(株)ブライト、ドッカティジャパン(株)、ビー・エム・ダブリュー(株)、トライアンフ モーターサイクルズジャパン(株)、(株)エムズ商会、伊藤忠オートモビル(株)（2014 年 11 月 1日現在）

私たちは、二輪車リサイクルシステムの推進に自主的に取組んでいます。

参加事業者一覧

2014年11月1日現在

事業者コード	参加事業者	取扱ブランド	お問合せ先
100	本田技研工業(株)	ホンダ国内向け販売車両 	0120-086-819 (お客様相談センター) http://www.honda.co.jp/motor/
110	ヤマハ発動機(株)	ヤマハ国内向け販売車両 	0120-090-819 0538-32-1166 (お客様相談室) http://www.yamaha-motor.co.jp/
120	スズキ(株)	スズキ国内向け販売車両 	0120-402-253 (お客様相談室) http://www.suzuki.co.jp/motor/
130	川崎重工業(株)	カワサキ国内向け販売車両 	0120-400-819 078-925-2003 (お客様相談室) http://www.kawasaki-cp.khi.co.jp/index.html/
140	(株)成川商会	ピアジオ、ベスパ、ジレラ、デルビ、ハートフォード 	06-6203-7605 http://www.narikawa.co.jp/
150	(株)MV AGUSTA JAPAN	MVアグスタ、ハスクバーナ、カジバ 	0538-23-0861 http://www.mv-agusta.co.jp/
160	Piaggio Group Japan(株)	アプリリア、モトグッツィ(2010年輸入車両から)、ピアジオ、ベスパ 	03-3786-2635 (ピアジオコール) http://www.piaggio.co.jp/
170	(株)福田モーター商会	モトグッツィ(2009年輸入車両まで)、ビモータ 	03-3630-9751 (サービスフロント) http://www.motoguzzi.jp/ http://www.bimota.co.jp/
180	(株)イーケーイー	KYMC0、ADIVA、OXYGEN 	048-994-1881 http://www.eka.co.jp/
190	(株)プレスココーポレーション	ヤマハ輸入車等、ピアジオ 	03-5419-8231 http://www.presto-corp.co.jp/
200	(株)ブライト	カワサキ輸入車 	078-326-6515 http://www.bright.ne.jp/
210	ドゥカティジャパン(株)	ドゥカティ 	0120-030-292 (お客様相談窓口) http://www.ducati.co.jp/
220	ビー・エム・ダブルユー(株)	BMW Motorrad 	0120-55-3578 http://www.bmw-motorrad.jp/
230	トライアンフ モーターサイクルズジャパン(株)	トライアンフ 	03-6809-5233 (トライアンフコール) http://www.triumphmotorcycles.jp/
240	(株)エムズ商会	SYM 	045-263-8166 http://www.sym-jp.com/
250	伊藤忠オートモービル(株)	スズキ(輸入車) 	03-3497-4557

参加事業者、取扱ブランド、お問合せ先は変更となる場合があります。最新情報はホームページでご確認下さい。

お問合せは

二輪車リサイクルコールセンター

TEL.050-3000-0727

受付時間

9:30~17:00

(土日・祝日・年末年始等を除く)

詳しくは

公益財団法人自動車リサイクル促進センター

<http://www.jarc.or.jp/motorcycle/>